

議会基本条例とは

9月30日公布、

11月1日から施行されます。

を議員発議により提案し、

全会

一致で可決、

今定例会最終日9月28日の本会議において

意見、ご提案を踏まえ、

奥州市議会基本条例」

等を重ね、平成21年6月から7月に開催した市民説明会におけるご

に明文化するものです。 ある議会運営を目指すことを条例 担って市民に信頼され、 議会と議員が負わねばならない責 会のあるべき姿、 関係などを明示するとともに、 と市民との関係、 務を定め、市長と対等の責任を 市民に対し、 議会の役割や議会 進むべき方向、 議会と市長との 存在感の

の必要性議会基本条例制定

この二元代表制の下で、 意思を市政に的確に反映させるた 民の負託を受けて活動し、 構成しています。 じく市民から選挙で選ばれた奥州 より構成される奥州市議会は、 市長とともに奥州市の代表機関を 市民から選挙で選ばれた議員に 議会及び市長は ともに市 市民の

> らその使命を果たす責務を負って います。 めに議論し合い、

役割は益々大きくなっています。 との自由かっ達な討議の展開、 と公開、政策活動への多様な市民 民福祉の向上のために果たすべき 地域における民主主義の発展と住 長等の行政機関との緊張の保持、 参加の推進、議員間及び行政機関 に駆使して、積極的な情報の発信 自立が求められ、自治体の自己決 議会は、その持てる権能を十分 地方分権の時代を迎えて地域 議会が市民の代表機関として 自己責任の範囲が拡大した今 市

協力し合いなが



7月7日開催の議会基本条例(素案)の市民説明会

条例の主な内容

項について定めています。 運営に関する次のような基本的事 奥州市議会基本条例では、 議会

2 議会及び議員の活動 原則

議会運営の原則等

委員会の活動 市長等との関係

議員の自己研鑽と資質の向上、

公

議会の機能の強化 市民との関係

議会改革の推進 議会事務局等 議員の政治倫理等

力と創造力の豊かな議会を築いて

いく必要があります。

11 10 9 8 7 6 5 4 3

最高規範性等

守し、実践することにより、

自の議会運営のルールを定め、 正性と透明性の確保等について独

遵

に信頼され、存在感のある、

基本条例検討部会(部会長め、議会基本条例の制定に

議会基本条例の制定に向け、平成19年8月に市政調査会に議会が州市議会では、地方分権時代に対応した議会の活性化を図るた

佐藤絢哉議員他川名)を設置し、

約2

年間30回余にわたり検討してきました。

検討部会では条例に盛り込む事項の議論、

先進事例の調査、

視察